

コミュニティキャンパス浦和
シニアのための放課後クラブ・2025

第1回 相続編

老後のお金のリスクについて学び、お金に不安のない人生を！

身近なお金の専門家 佐々木京子

自己紹介



- ・神奈川県横浜市出身、現在はさいたま市中央区在住
- ・23歳と26歳の2人の子供と夫の4人家族・子供を出産後、10年ほど専業主婦
- ・その後不動産店→信託銀行へと転職・信託銀行では資産運用アドバイザーとして個人の資産運用、保険、相続等の相談業務を担当
- ・2021年4月、ファイナンシャルプランナーとして独立。
セミナー講師の他、個別相談も対応。
- ・「NISA講座」「相続と認知症対策」はのべ400人以上が受講
- ・携帯料金を中心とする家計見直しとライフプラン設計も得意。

佐々木 京子
(ささき きょうこ)

J-FLEC（金融経済教育推進機構）認定アドバイザー

保有資格 FP2級、宅地建物取引士 証券外務員2種
資産形成コンサルタント

第1回 相続編

1. これからの生活を具体的に考える
2. 相続の基礎知識（法定相続人・法定相続割合）
3. 相続税のしくみ
4. 相続税を減らすためにできること
5. 遺言書
6. まとめ



講座のゴール

いつかは迎える「相続」

- ✓ 相続の全体像を知り、漠然とした不安を解消
- ✓ 相続税を減らせる方法を知る
- ✓ 争族を避ける方法を知る
- ✓ 残したい人に残す方法を知る

相続にまつわる制度について学んでいきましょう



これからの生活を具体的に考える

- どこで、誰と暮らすか
- それにはいくらくらい準備しておけばいいか
- 相続対策を行う前に自分と配偶者の生活に必要な資金は確保しておくことが必須



まずは自分の希望を明確化することが大切
お金の色分け、現在の資産状況を整理しま
しょう

所有資産を把握・考え方を整理する

〈資金〉

つかう	・生活費など、日々必要なお金 ・すぐに換金できるお金
そなえる	・将来の生活に備え、増やしておきたいお金 ・将来的に使う目的が予定されているお金
ふやす	・当面の使い道が決まっていないお金 ・将来のために、増やしておきたいお金
のこす	・大切な人のためにのこしておきたいお金

〈不動産〉



三菱UFJ信託銀行ホームページより引用

所有資産が非課税枠を超える方→相続税対策
「残す」資産がある方→残し方を考える

相続の基本 その1 法定相続人

相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人です。

法定相続人の順位



あなたの法定相続人は何人いますか？

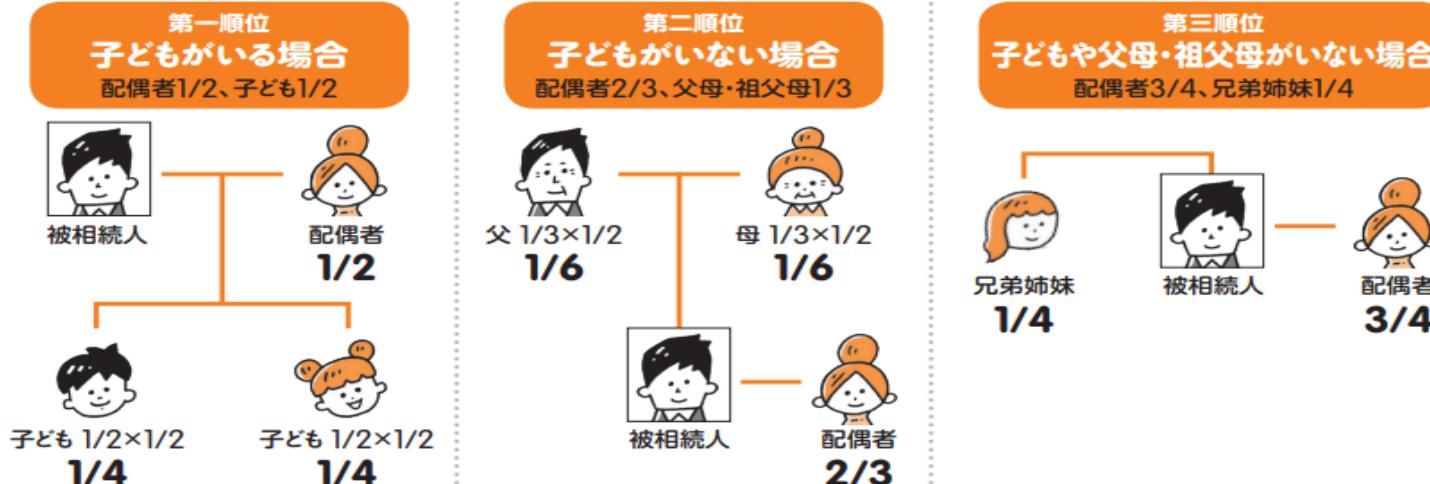
日本FP協会くらしとお金のワークブックより引用

相続の基本 その2 法定相続分

法定相続分とは、民法で定められた法定相続人の相続割合です。

法定相続人の範囲と相続順位によって相続分は変わります。

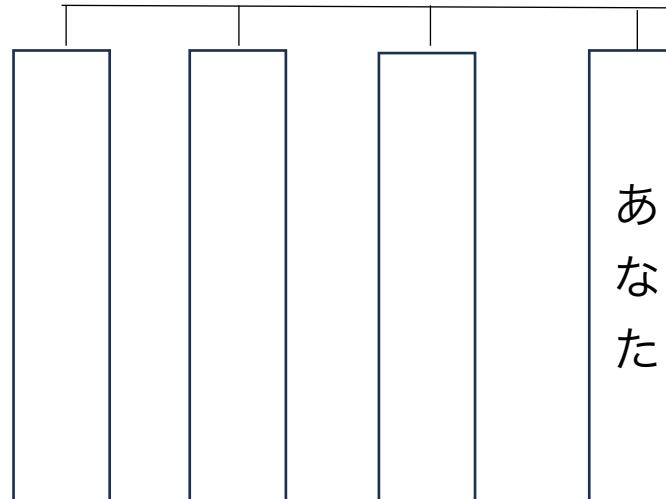
パターン別相続割合の例



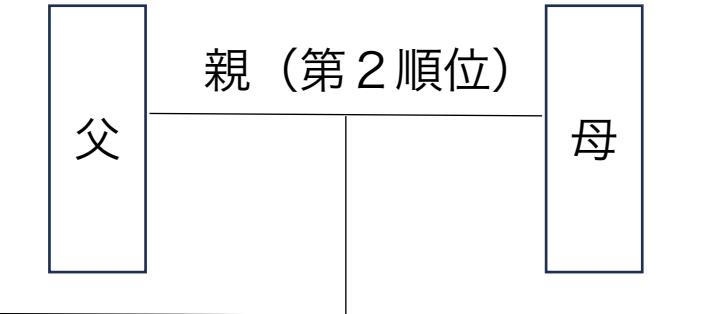
*実際の相続はこの通り分けなくともかまいません
この割合は相続税の計算に使います

自分の相続人情報を書き出してみましょう

兄弟姉妹（第3順位）



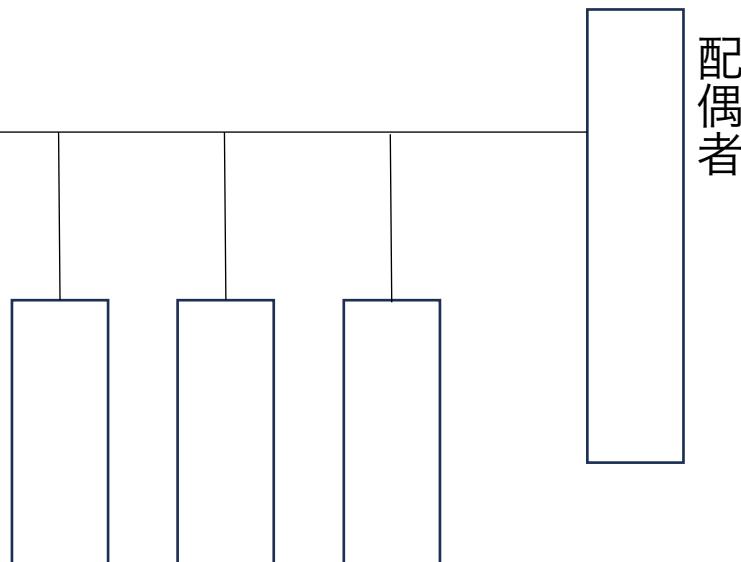
あなた



親（第2順位）

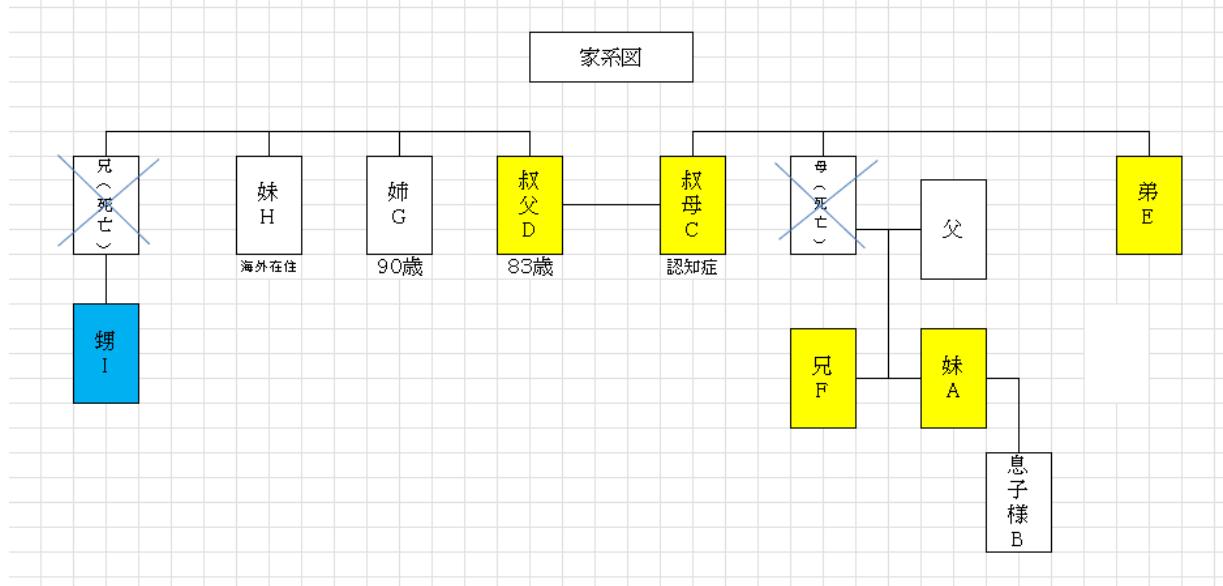
母

子ども（第1順位）



配偶者

参考） 子供がいないご夫婦の場合の家系図



- ✓ 兄弟が既に亡くなっている場合、甥、姪と遺産分割協議を行わなくてはならない
- ✓ 相続財産が夫婦で築いたものではない場合、家の財産が配偶者の家系に移ってしまうリスク

相続税の対象となる資産

- 土地（路線価で評価）
- 家屋（固定資産税評価額で評価）
- 預貯金
- 株式等有価証券
- 生命保険
- 高価な絵画・宝石 等

※お墓は相続税計算の資産には含まれません

※税対象とは違う視点ですが、ポイントや電子マネーの取り扱いも注意

参考) 路線価の調べ方

「全国地価マップ」で検索 



「相続税路線価等」を選ぶ



調べたい住所を入力



「330D」と書いてあつたら

330千円/ m^2



自宅の m^2 を掛けて価格算出

相続税とは

課税される遺産総額を計算

相続税の対象となる資産



保険金など

死亡保険金、死亡退職金（一定の控除あり）



債務・葬式費用

自動車ローン、借入金、葬式費用、お布施 等



基礎控除額

3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)



課税される遺産総額

この額がプラスなら相続税発生！

相続税の税率

【平成27年1月1日以後の場合】相続税の速算表

法定相続分に応する取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

相続税の基礎控除額

相続税の基礎控除額

3,000万円 + (600万円×法定相続人の数)

例) 法定相続人が配偶者と子供2人（計3人）の場合

基礎控除額は 3,000万円 + 600万円×3 = 4,800万円

相続税のシュミレーションサイト

こちらのサイトで簡単なシュミレーションができます
「住信SBI新生銀行 相続税シュミレーション」で検索



相続税はかかりそうですか？

実際の評価には「小規模宅地の特例」「配偶者の税額の軽減」等の特例もありますので専門家にご相談ください。

相続税課税の遺産総額を減らすためにできること

①生命保険の非課税枠の活用

500万円 × 法定相続人の数

②生前贈与の活用

贈与税の基礎控除、受贈者一人につき年間110万円までを利用して贈与

③不動産の活用

不動産は一般的に実際の取引価格よりも相続税評価額が低いことを利用する

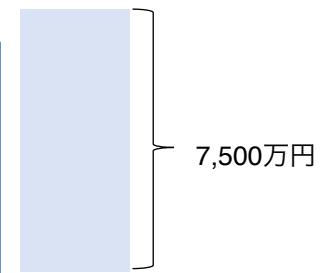
生命保険の相続税対策活用事例

母の遺産7,500万円 子供3人 父は既に他界

生命保険利用なし

遺産7,500万円 - 基礎控除 (3,000万円 + 600万円×3人) = 2,700万円

相続税総額 : 2,700万円 × (子3人の法定相続分1/3) × 税率10% × 3人 = **270万円**

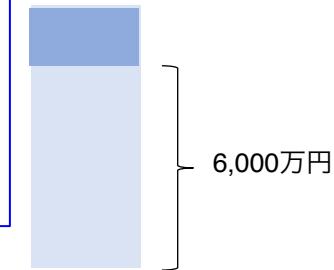


生命保険1,500万円加入

遺産 (6,000万円 + 生命保険1,500万円) - 非課税限度額1,500万円 = 6,000万円

6,000万円 - 基礎控除 (3,000万円 + 600万円×3人) = 1,200万円

相続税総額 : 1,200万円 × (子3人の法定相続分1/3) × 税率10% × 3人 = **120万円**



税金を考慮した生前贈与の方法

✓暦年贈与

✓相続税精算時課税制度

【贈与の特例】

- ・子や孫の住宅取得資金等の贈与

(省エネ住宅は1,000万円まで、それ以外は500万円まで 期限2026.12.30)

- ・子や孫の教育資金贈与

(1,500万円まで 期限2026.3.31)

- ・結婚、子育て資金の贈与 (2025.3.31まで 一旦終了中)

- ・配偶者に自宅を贈る「おしどり贈与」 (2,000万円まで期限なし)

(参考) 曆年課税と相続時精算課税制度

	曆年課税	相続時精算課税制度
贈与者 (贈与する人)	誰からでも良い	贈与をした年の1月1日において60歳以上である父母または祖父母
受贈者 (贈与を受ける人)	誰でも良い	贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の推定相続人および孫
非課税枠	贈与を受ける人ごとに <u>110万円／年（基礎控除）</u>	上記の贈与をする人ごとに、相続開始するまで原則2,500万円（特別控除） 2024年から110万円／年（基礎控除）が新設
非課税限度額を超えた場合（課税される額）	(1年間の贈与額 - 110万円) × 超過累進課税（10～55%）	((贈与額 - 年110万円) - 2,500万円) × 20%
贈与税の申告	基礎控除110万円を超える場合は申告が必要	金額に関わらず、贈与税申告書と相続時精算課税選択届出書を提出
贈与者が死亡した場合の相続税	原則、相続財産に加算しない ただし、相続開始前3年※以内の贈与は相続財産に加算（生前贈与加算） ※2024年から段階的に7年に延長	この制度を適用した贈与財産はすべて、 <u>贈与時の価格で相続財産に加算※</u> ※基礎控除分は相続財産に加算されない
回数制限	なし <u>ただし、相続時精算課税を選択後は使用できない</u>	なし <u>一度選択すると、相続時まで継続</u>

暦年贈与活用事例

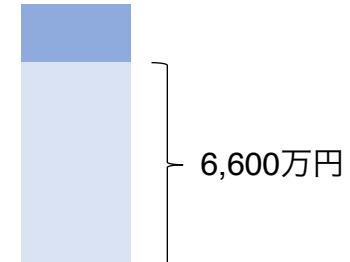
母の元の遺産7,500万円 子供3人 父は既に他界

3人の子供に100万円の暦年贈与 3回ずつ実施 計900万円贈与済み

遺産6,600万円－基礎控除（3,000万円+600万円×3人）=1,800万円

相続税総額：1,800万円×（子3人の法定相続分1/3）× 税率10%×3人 =**180万円**

* P15の事例で何もしない場合の相続税額は270万円



生前贈与の注意点

1. 受贈者の意思確認

「あげた」「もらった」という意思を明確化するため、贈与契約書を作成

2. 記録化

振込記録を残す

3. 贈与財産の管理

贈与された資金は贈与を受けた方が管理する、使うこと

きちんと明確にしておかないと後で「贈与にあたらない」と税務署から指摘されることもあります

円満な遺産分割はできそうですか？

- 相続人が多い
- 遺産に占める不動産の割合が高い
- お子様がいない
- 特に資産を残したい人や団体がある、又は残したくない人がいる



遺言書を作成することで、
自身の資産の行き先を事前に決めておくことができます
エンディングノートは法的効果はありません

遺言書の3つの種類

遺言書は法定相続分よりも優先されます

FP協会くらしとお金のワークブックより引用

	①自筆証書遺言 [※]	②公正証書遺言	③秘密証書遺言
作成費用	かからない	数万円程度(遺産の額により変わる)	1万1,000円
作成方法	●本人が自筆して署名・捺印 ●財産目録はパソコン等による作成も可	●本人が口述 ●公証人が筆記	●本人が作成して封印、公証役場で証明 ●代筆、パソコン等も可
証人	必要なし	2人以上	2人以上
保管	本人	公証役場	本人
家庭裁判所の検認	必要	必要なし	必要
紛失・改ざんの危険	あり	なし	あり
特徴	作成が容易で誰にも内容を知られず 作成できるが、方式の不備で 無効になるリスクもある。	公証人の手数料がかかるが、 方式の不備などの心配がない。	内容の秘密を保持できるが、 方式の不備で無効になるリスクもある。

※自筆証書遺言は、2020年7月から法務局での保管制度も始まった。この保管制度を利用すれば、家庭裁判所での検認手続きは不要になる。

※パソコンなどで作成したデジタル遺言書も解禁？法改正へ内容を口述する様子を録画要件等あり

2025.7.10日経新聞より

遺言書を書く上で注意すること

- ・すべての財産についてもれなく記入
(不動産、家屋、預貯金、生命保険、有価証券等)
- ・**遺留分**（法定相続人（兄弟姉妹以外）に最低限保証された遺産取得分）について考慮
- ・預貯金は分け方にも注意する
- ・相続税についても考慮する



参考）法務局　自筆証書遺言書保管制度

- 遺言書を法務局で預かってくれる制度（令和2年7月10日～）
- 法務局において適性に管理・保管されます
- 家庭裁判所における検認が不要です
- 相続開始後、相続人の方々は法務局で遺言書を閲覧できます
- 手数料は保管年数に関係なく、**1通について3,900円**
- 指定者通知制度（死亡届を出すと指定した方に遺言が保管されている旨を通知してくれる）

但し、遺言の内容や遺留分についての相談には応じてもらえないません。

保管された遺言書が有効であるかどうかを保証するものではありません

参考) 生命保険は遺産分割協議の対象外

現金の振り分けだけならば生命保険の活用も有効

「生命保険金」は受取人固有の財産。

そのため、被相続人の財産を相続人で分ける遺産分割の対象にはなりません。

- ・支払われた生命保険金の額が大きく、他の相続人との間に著しい不平等が生じる場合に、
 生命保険金が遺産分割の対象となることがある
- ・生命保険だけ受け取った場合でも、非課税限度額を越えた部分については相続税がかかる

参考） 遺産分割協議書とは？

遺産分割協議書とは、遺言書が無い場合に相続人全員で相続財産をどう分けるのか話し合った結果を書面にしたもの

民法では法定相続割合、つまり、法定相続人がそれぞれどのような割合で相続するのかが定められています。しかし、**遺産分割協議を行えば、法定相続割合とは異なる相続ができる場合もあります。**

「遺産分割協議書」と検索すると雛形がダウンロードできます。簡単に自分で作成することができます。

相続編 今、やるべきこと まとめ

- ・相続税がかかりそうであれば、減らせる対策を検討
→生命保険、贈与など
- ・誰に、どのように資産を分けたいか考える
→実現するために遺言や生命保険を活用を検討



終活・相続チェックシート

氏名：	生年月日：
住所：	
メールアドレス：	携帯電話番号：

【住まいと身の回りの整理】

- 重要な書類は一か所にまとめておく
- 急な入院に備えて入院セットを作つておく
- 捨ててよいものと取つておきたいものを分ける

【死後の手続き・葬儀の準備】

- 訃報の連絡先を決めておく
- 葬儀費用を用意し、家族にわかる形で残す
- 希望の葬儀社は ある・ない 葬儀社名・連絡先 _____
- お墓の希望が ある・ない 埋葬の希望 _____
- 遺影用の写真の保管場所 _____

【急に倒れた時に連絡してほしい人】

氏名	関係	連絡先

【かかりつけ医】 お薬手帳の保管場所：

病院名	科	担当医	連絡先

【これまでにかかった病気や手術歴】

病名・症状・手術内容	かかった時期	経過

【終末期の希望】

- ・延命治療を 希望する 希望しない どちらにせよ緩和治療を望む

その理由 _____

- ・余命を 知らせてほしい 知らせてほしくない

その理由 _____

- ・病名を 知らせてほしい 知りたくない

その理由 _____

【遺言や家族へのメッセージの有無と置き場所】

- ・メッセージは ある ない 保管場所 _____
・遺言書は ある ない 保管場所 _____

【私が好きなこと・苦手・嫌いなこと】

好きなこと	苦手・きらいなこと
-------	-----------

【そのほかに伝えておきたいこと】

--

【銀行口座】

銀行など金融機関・支店名	口座番号など

【クレジットカード】

カード会社名	引き落とし先の銀行	用途など

【公共料金や定期購入サービスの利用状況】

サービス名・連絡先	アカウントやID	引き落とし先の銀行や クレジットカード情報	支払日・金額など

【債券・株式・投資信託など有価証券情報】

金融機関・支店名	口座番号	内容など

【不動産の情報】

不動産の種類	所在地・用途・連絡先など	契約書等の保管場所

【加入している保険情報】

保険会社名・種類	保険証券番号	契約者・被保険者	加入目的や内容